

平成30年第2回京丹波町議会定例会（第4号）

平成30年 6月20日（水）

開議 午前 9時00分

1 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 報告第 1号 平成29年度京丹波町繰越明許費繰越計算書
- 第 4 報告第 2号 平成29年度京丹波町水道事業会計予算繰越計算書
- 第 5 議案第59号 平成30年度 町営バス（小型バス）購入契約について
- 第 6 議案第54号 京丹波町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第55号 京丹波町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第56号 京丹波町営農林業施設事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第57号 京丹波町ふれあい広場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
- 第10 議案第58号 平成30年度京丹波町一般会計補正予算（第1号）
- 第11 発言取消申出書について
- 第12 閉会中の継続調査について
- 第13 議員派遣の件

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（15名）

- 1番 岩 田 恵 一 君
- 2番 野 口 正 利 君
- 3番 坂 本 美智代 君
- 4番 東 まさ子 君
- 5番 村 山 良 夫 君
- 6番 谷 山 眞智子 君

7 番 西 山 芳 明 君  
8 番 隅 山 卓 夫 君  
9 番 森 田 幸 子 君  
1 0 番 山 田 均 君  
1 1 番 山 下 靖 夫 君  
1 3 番 北 尾 潤 君  
1 4 番 梅 原 好 範 君  
1 5 番 鈴 木 利 明 君  
1 6 番 篠 塚 信 太 郎 君

4 欠席議員（1名）

1 2 番 谷 口 勝 已 君

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（21名）

町 長 太 田 昇 君  
副 町 長 谷 俊 明 君  
参 事 伴 田 邦 雄 君  
参 事 山 田 洋 之 君  
総 務 課 長 中 尾 達 也 君  
監 理 課 長 野 村 雅 浩 君  
企 画 政 策 課 長 木 南 哲 也 君  
税 務 課 長 松 山 征 義 君  
住 民 課 長 長 澤 誠 君  
保 健 福 祉 課 長 大 西 義 弘 君  
子 育 て 支 援 課 長 津 田 知 美 君  
医 療 政 策 課 長 中 川 豊 君  
農 林 振 興 課 長 栗 林 英 治 君  
商 工 観 光 課 長 山 森 英 二 君  
土 木 建 築 課 長 山 内 和 浩 君  
上 下 水 道 課 長 十 倉 隆 英 君  
会 計 管 理 者 久 木 寿 一 君

瑞穂支所長	山内善博君
和知支所長	榎川諭君
教育長	松本和久君
教育次長	堂本光浩君

6 出席事務局職員（2名）

議会事務局長	藤田正則
書記	山口知哉

開議 午前 9時00分

○議長（篠塚信太郎君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は15名であります。

定足数に達しておりますので、平成30年第2回京丹波町議会定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、9番議員・森田幸子君、10番議員・山田 均君を指名します。

《日程第2、諸般の報告》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本会期中において、各常任委員会が開催され、提出議案の審査や所管事業について協議されました。

6月18日に議会運営委員会が開催され、本定例会最終日の運営等について協議されました。

本日の本会議に、京丹波町ケーブルテレビの撮影・収録を許可したので報告します。

本会議終了後、この場において、全員協議会を開催します。議員の皆さんには大変ご苦労さまですが、引き続きよろしくお願ひします。

以上で、諸般の報告を終わります。

《日程第3、報告第1号 平成29年度京丹波町繰越明許費繰越計算書～日程第4、報告第2号 平成29年度京丹波町水道事業会計予算繰越計算書》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第3、報告第1号 平成29年度京丹波町繰越明許費繰越計算書から日程第4、報告第2号 平成29年度京丹波町水道事業会計予算繰越計算書までを一括議題とします。

町長の報告を求めます。

太田町長。

○町長（太田 昇君） 皆さん、おはようございます。

今期の定例会も、本日で最終日を迎えさせていただくことになりました。議員各位には、

連日熱心にご審議を賜っておりますことに厚く御礼を申し上げます。

報告第1号に入ります前に、平成30年6月18日の早朝に発生しました大阪北部を震源とする地震の被害状況につきまして、ご報告を申し上げたいというふうに思います。

18日の7時58分に発生しまして、京丹波町では、蒲生で震度4、橋爪で震度3、本庄で震度3というような震度を観測をしておるところでございます。

8時に京丹波町災害警戒本部を設置をいたしまして、1号動員をかけております。1号動員につきましては、その日の17時30分に解除をして自宅待機というような形にしておりまして、災害警戒本部自体も19日、余震は続いておったわけですが、設置を解いております。

この地震によりまして、大阪では5の方が犠牲になられて、また多くの方が被害に遭われたということで、お亡くなりになられた方に対し哀悼の意を表しますとともに、被害に遭われた方に対して心からのお見舞いを申し上げたいというふうに思います。

京丹波町の被害状況でありますけれども、住宅被害としまして1棟、屋根瓦の落下というのがありました。それ以外には大きな被害は出ておらない状況でございます。

また、町営バスなり教育関係の幼稚園、保育所、小学校、中学校等に、それから水道設備等ため池なりも含めまして、病院も含めて、点検をしてもらったところですが、異常はなかったというようなことで、また、犠牲になられたお子さんが小学校の塀が倒れたことによって犠牲になられたということで、教育委員会を中心に学校設備の点検も行っていただいたところでございます。

それでは、報告第1号 平成29年度京丹波町繰越明許費繰越計算書について説明をさせていただきます。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の議会に報告しなければならないとされているところであります。

今回報告いたしますのは、繰越明許費として第1回京丹波町議会定例会で議決をいただきました、一般会計で番号制度導入事業ほか15件、下水道事業特別会計で公共下水道施設管理事業1件の翌年度繰越額の総額7億5,724万8,000円であります。

これらに充当します財源は、国府支出金1億8,625万9,000円、地方債4億1,990万円、そして、その他特定財源として災害復旧事業に係る事業分担金19万7,000円、一般財源1億5,089万2,000円であります。

続きまして、報告第2号 平成29年度京丹波町水道事業会計予算繰越計算書について説

明させていただきます。

地方公営企業法第26条第3項の規定により、翌事業年度に予算を繰り越した場合、議会に報告しなければならないとされているところです。

今回報告いたしますのは、水道事業会計において、平成29年度から平成30年度に繰り越す額として、高岡地区配水管測量設計業務1件の940万円であります。

これに充当します財源は、当年度損益勘定留保資金としております。

以上、報告第1号並びに報告第2号の説明といたします。

○議長（篠塚信太郎君） 以上で報告を終わります。

《日程第5、議案第59号 平成30年度 町営バス（小型バス）購入契約について》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第5、議案第59号 平成30年度 町営バス（小型バス）購入契約についてを議題とします。

町長の提案理由の説明を求めます。

太田町長。

○町長（太田 昇君） それでは、本日提案させていただきます議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

議案第59号 平成30年度 町営バス（小型バス）購入契約につきましては、小型バス2台を有限会社野村自動車工業から1,963万8,720円で購入しようとするものであります。

保有する町営バス17台のうち、運行年数が18年以上経過し、老朽化が著しい車両2台について更新を行うものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議賜りまして原案にご賛同いただきますようお願い申し上げます。

○議長（篠塚信太郎君） 補足説明を担当課長から求めます。

木南企画政策課長。

○企画政策課長（木南哲也君） それでは、議案第59号 平成30年度 町営バス（小型バス）購入契約についての補足説明を申し上げます。

最初に、町営バスの概要でございますが、本町の町営バスは、現在、中型バス11台、小型バス4台、ワゴン車2台、合計17台を保有しております。

今回購入いたしますのは、一般的にマイクロバスと言われている29人乗りの小型バスでございます。同じタイプの車両を2台購入するものでございます。

なお、運行につきまして、瑞穂・和知地区に配車の予定をしております。

今回の購入によりまして、更新、また処分を考えている対象車両につきましては、同じく2台でございます。53人乗り中型バス1台、37人乗りの中型バス1台を計画しております。53人乗りの中型バスは、導入後18年以上が経過しまして、走行距離が39万キロを超えております。37人乗り中型バスにつきましては、導入後22年以上が経過しまして、走行距離は23万キロを超えております。2台ともかなりの年数が経過いたしまして、維持管理経費の削減等の観点からも更新・処分をするものでございます。

それでは、再度、議案をごらんください。

契約名は、平成30年度 町営バス（小型バス）購入でございます。契約金額は1,963万8,720円。契約の相手方は京都府船井郡京丹波町本庄島崎6番地3、有限会社野村自動車工業、代表取締役野村 司。契約の方法は地方自治法第234条第1項の規定による条件付一般競争入札。契約履行場所は京丹波町橋爪ほか地内、瑞穂バス車庫及び和知バス車庫としております。契約期間は、議会の議決を得た日から平成30年11月30日までとしております。

なお、議案のほかにはバスの仕様書、入札結果表を添付しております。ご確認をいただきたいと思っております。

以上、補足説明とさせていただきます。ご議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 以上、説明のとおりであります。

これより、議案第59号 平成30年度 町営バス（小型バス）購入契約についての質疑を行います。

山田君。

○10番（山田 均君） ちょっとお尋ねをしておきたいと思うんですけども、今回提案になっておりますバスの購入でございますけども、2台ということでございますけども、2,000万円近い購入契約でございます。資料としてつけていただいております仕様書等概要というのがあるんですけども、これまででしたらバスの全体の写真というのをつけていただいてもいいかと思うんですけども、今回導入するバスの場合に、例えば障害者が乗車できるようになっておるとか、また中に黄色い持ち手があるという車両もあるわけでございますけども、そういうような仕様というのはどういうようになっておるのか、1点伺っておきたい。そういうものがわかるものをきちっとつけるべきではないかと思うんです。

それから、もう1点は、今回、入札結果もつけていただいておりますけども、町内の業者

の2社ということなんですけども、町内で入札に参加できる業者というのは何社あるのかと。今回、2社しか参加がなかったというのは、どういうことで該当する業者にこういう入札の案内をしたということなのか。告示だけということなのか。ちょっとその辺のことについて伺っておきたいということ。

それから、今ありました処分をする車両でございますが、中型が53人乗りと37人乗りということでございましたけども、処分はどのような方法を考えておられるのか。例えば下取りということがありますし、また新たにそれを入札して幾らかでも処分するという、そういうこともあるわけでございますけども、どういう処分の仕方をされるのか、あわせて伺っておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 木南企画政策課長。

○企画政策課長（木南哲也君） 入札に関することにつきましては、後ほど監理課長のほうからだと思っておりますけれども、まず、バスの全体写真というのをちょっと今回思い浮かびませんでした。大変申しわけございませんでした。また次回からわかりやすいような形は考えていきたいと思っております。

それから、障害者の対応、いわゆる車椅子対応とかそういうのができているかということでございますが、今回の購入バスに至ってはそういう対応はできていないバスでございます。

それから、もう1点、処分の方法でございますけれども、これは今までにもさせていただいておりましたけど、一般競争入札を考えているところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 野村監理課長。

○監理課長（野村雅浩君） 町内の業者の対象の関係でございますけども、指名競争入札参加資格者名簿、指名願いですけども、提出されています町内の業者で車両類及び自動車で登録のある今回の対象業者は12社でありました。そのうち以前の実績から見まして、小型バスとかの入札参加されている業者は3業者でありました。今回は2社ということで若干少ないという傾向でありました。

それから、今後の廃車手続によりまして、処分の関係でございますけども、新車購入後、バス保有台数等の一定の整理をいたしまして、一般競争入札として町有財産売却公告とすることとしております。一定の要件を満たしておれば全国民が参加できるという形になりますけども、予定価格につきましては見積もりとかを取りまして、価格を設定いたしまして、最低売却価格等を設定して公告等をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 今、車両の購入にかかわって全体の写真等という話で、以前でしたらそういうものをつけていただいたりしていたわけですので、当然そういうものも詳しく説明をわかるようにしていただきたいし、すべきだということを申し上げておきたいと思いますし、1点、今回導入する小型バスということになっておるわけですが、それは小型バスということで車椅子などが乗れるスペースがないということで該当していないということなのか。当然そういうものも、今のこういう社会の中で、障害者も車椅子でも乗れるようなそういう車も当然必要だと思うんですけども、そういうような考え方がないのかどうか。車そのものがそういう仕様ができないということになっておるのかどうか、改めて伺っておきたいというように思いますし、基本的な考え方はどうなのかという点も含めてあわせて伺っておきたいと思います。

それから、入札の関係なんですけども、町内の12社が対象だということでございますけども、今回の小型バスの入札の参加資格も12社ということで2社しかなかったということなのか。当然そういう該当する業者に対して入札の案内はされておるというように思うんですけども、そういうような方法はとっていないということなのか。告示で入札をあくまでも業者がされてきたということなのか、ちょっとあわせて伺っておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 木南企画政策課長。

○企画政策課長（木南哲也君） 今回購入するバスにつきましては、マイクロバスでございますが、車椅子の対応となっておりますが、町営バスには、特に中型バスでございますけども、車椅子で乗降できるスロープ付きの車両、ワンステップバスでございます。路線ごとの利用実態に応じてこれは配車するなどの対応は可能だというふうに考えております。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 野村監理課長。

○監理課長（野村雅浩君） 公告かという話でしたけども、指名競争にはしておりませんので、公用車等の購入と同じ形で公告による呼びかけをしてるだけであります。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） せっかくの機会でございますので、入札の場合については、該当する業者に案内をするということぐらいの丁寧さがあってもいいのではないかなと思うので、今後のこともありますので、やはり対象となる業者については、今回、町がこういう車両購入を予定しているということで、入札に希望があれば参加してというようなことぐらいは、せめて案内を差し上げていくということもやっぱり町内の業者の方がそういう機会を均等に

参加できるようなことも必要ではないかと。ただ、インターネットだとか告示を見ていないのがどうかということでは、やはりもう少し親切丁寧な取り組みも必要ではないかと思うので、その辺の見解を伺っておきたいというのが1点と。

それから、先ほどのバスの問題なんですけども、中型バスについてはスロープ付きとか障害者が乗れるバスがあるということなんですけども、全体の流れとしては、中型から小型バスという流れになっておると思うんですね。今回も中型バス2台を小型バスに変更するということですので、小型バスについても障害者の方が乗車できるような仕様ができないかどうかという考え方を私はお尋ねしたんですけども、今後の考え方としては、当然バスの更新をこれからしていくわけですので、その辺の考え方はどういように考えて車両を更新していくということなのかどうか、ちょっとあわせて伺っておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 野村監理課長。

○監理課長（野村雅浩君） 先ほどの件ですけども、今まで公用車等も公告とホームページ等で公告をしております。その関係で車両を扱う業者につきましては、もうなれておられますし、また、いろんな関係も把握されておりますので、今までどおりの形で進めたいと思っておりますけども、ただ、バスの関係の業者につきましては、先ほども言いましたように、今まで三、四社の業者のみの参加、今回は2社でしたけども、どうしても取り扱いの関係で参加が少ないという形になりますので、そこらあたりをご理解願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 木南企画政策課長。

○企画政策課長（木南哲也君） 山田議員おっしゃるように、できるだけ車椅子対応とかそういうものにはしたいところでございますけれども、片一方では、スクールバスとして子どもたちになるべく座っていただくことも必要かと思っておりますし、その辺のバランスも多少考えておりますのと。

それから、今回、購入が四駆のマイクロバスということになってまして、車椅子対応のはなかったということになってしまいます。ただし、大方の考え方はやはりいろんな方に優しいバスということは考えるところでございます。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 岩田君。

○1番（岩田恵一君） 更新について何ら異議を唱えるものではございませんが、少しお尋ねをしておきたいというふうに思います。

更新にこれまで小型化を図っておられるんですけども、今日までの実績や今後の運行計画

をにらんでのことなのか、まず1点お聞きをしておきます。

それから、今回の更新によりまして、それぞれの路線の運行計画を見直す考えはあるのかどうか。

それから、入札の関係ですけど、今回、条件付一般競争入札ということで、予定価格に対して300万円ほど落札金額は低いわけでございます。まず、予定価格の設定がどうかという思いがしているんですけども、ディーラーさんのカタログとかで設定されたのなら、大体、9掛けとか8掛けはするべきだと思いますし、今回、300万円安かったからいいということではないんですけども、例えば今回の予定価格2,120万円でしたら、2,000万円でも落札しているわけですよ。それで言いますと200万円の差があるというようなことで、もう少し予定価格を徹底して見直すべきではないのかというようなことでございます。今回、予定価格と落札された300万円の差、適正な値引きというようなことで思っておられるのか、お聞きをしておきたいと思います。大体、見積もりでしたら2社以上とかいうことで見積もりを取って、その平均的な額に9掛けとかして、それを予定価格にするというのが公的な予定価格の定めかなというふうに思うんですけども、今回の予定価格の設定についてどのようにされたのかということについてお伺いをしておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 木南企画政策課長。

○企画政策課長（木南哲也君） 小型化の狙いというようなご質問だったと思いますが、これまでも乗客が少ないことなどから、バスが空で走っているというような痛いような声も聞くわけですけども、公共交通のコスト縮減を求める声があるなというふうには当然感じておるわけございまして、小型化、軽量化することによって燃料費等の維持管理費の削減が図れたならというふうにまず考えてるところでございます。

それから、路線ごとの考え方でございますけども、最も多くの人数が乗車するタイミングとなりますスクールバスとしての使用時、これを1つの基準としてバスの大きさ等を検証しているわけございまして、運行計画につきまして、路線ごとの利用者数を考慮した最適なバスの配置というのをとっていきたくてまず考えているところでございます。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 野村監理課長。

○監理課長（野村雅浩君） 予定価格の設定でございますけども、ディーラーへの見積もり並びにカタログ等で、ある程度、今回、車種も設定されていますので、その関係でディーラーからの見積もり等によりまして設定しているものであります。カタログ等で9掛けという形は今の段階ではとっておりません。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 坂本君。

○3番（坂本美智代君） ちょっと1点お伺いしたいんですけれども、先ほど障害者用の対応ということは、車椅子の対応は難しいということをお伺いをしました。今回、小型であります、以前にも課長にお話をさせてもらったことがありまして、やはりバスを利用されるという方は高齢者の方が多いかと思うんですよね。そういった場合、ステップが下がっていくというのが普通かと思うんですけれども、利用された方がステップが下がるワンステップのものではなくて、上がる時にこけはったんですよね。手すりを持ってはったけどなかなか握力も弱くてこけはったということがありますので、今、17台ある中で、ステップ対応ができていないのが何台残っているのかどうか。それと、また今後、高齢者、障害者の方々に優しい対応ができる車両はどのように考えているのかどうか、その点お伺いします。

○議長（篠塚信太郎君） 木南企画政策課長。

○企画政策課長（木南哲也君） 高齢者の方が乗りやすいバスということで、その声も当然お受けいたしておりまして、今回、購入するタイプにつきましては、乗降口に電動の補助ステップを特別仕様として取りつけることとしております。

また、さらに、乗降口には両側に手すりをつけるなど工夫をしてみたいというふうを考えております。

また、ご指摘のほとんどのバスが低床式であったり、乗りおりするときに傾くことができるバスとかを用意しておりますが、確かちょっと資料をしっかりと持ってませんが、二、三台まだそういったタイプでない古いバスがあるということで、またそういったあたりは注意をしていただきながらというか、手すり等もしっかりついてるんですけども、しばらくそのバスは運行しなければなりませんので、そういった対応は残りますが、運行上そこは仕方がないところでございます。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 梅原君。

○14番（梅原好範君） 先ほど監理課長のほうからバス車両についての取り扱いは3社から4社に限定されているという答弁をお聞きしましたがけれども、その三、四社に限定されているということは、新車導入が限定されているのか。それともその後の管理が限定されているのか。どちらを指し示すのか確認させていただきます。

○議長（篠塚信太郎君） 野村監理課長。

○監理課長（野村雅浩君） 今までの実績からですけれども、三、四社という形で言わせてもら

いましたけども、仕様書で示してます車種とか型式の関係、特に業者さんの取引の関係やら整備ピットの関係などもありますので、それだけの企業事情などから応札が少ないといえますか、参加されるのがある程度限定されてくるということではないかなと分析しております。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 梅原君。

○14番（梅原好範君） もう一度お尋ねしますが、導入に関しての実力が備わっている業者が三、四社なのか。それとも、その後の管理について有する技術を持っておる業者が三、四社なのか、わかります。

○議長（篠塚信太郎君） 野村監理課長。

○監理課長（野村雅浩君） 導入につきましてはそういう形で、先ほど言わせてもらったような業者ではないかなと思われまして、また、管理につきましてももう少しされる業者もあると把握しております。ただ、12社全部がバスの管理等できるとは、そこまで私どもは把握しておりませんが、今までの流れから言いますと、三、四社以上の方々には管理もされるのではないかなと思われましても、実際、総合的に見て、参加しようかという形にはなっていないのではないかなと思われまします。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 梅原君。

○14番（梅原好範君） 現在、本町の保有するバス車両の購入後の管理についての運用はどのように定まっていますか。

○議長（篠塚信太郎君） 木南企画政策課長。

○企画政策課長（木南哲也君） 管理につきましては、当然、車検点検いろんなことがございますけれども、町内の業者さんで、特に地区ごとですぐに対応できる業者さんという形になっているところがございます。

（音声なし）

○議長（篠塚信太郎君） 木南企画政策課長。

○企画政策課長（木南哲也君） 特に振り分けの取り決めはなかったと思います。それぞれピットの大きさとかも聞いておりますし、そういったところで自動車関係の協会のほうでも十分にご了解の中でしていただいていると思っております。

○議長（篠塚信太郎君） これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) これで討論を終わります。

これより、議案第59号を採決します。

議案第59号 平成30年度 町営バス(小型バス)購入契約について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(篠塚信太郎君) 挙手全員であります。

よって、議案第59号は、原案のとおり可決されました。

《日程第6、議案第54号 京丹波町税条例等の一部を改正する条例の制定について》

○議長(篠塚信太郎君) 日程第6、議案第54号 京丹波町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

坂本君。

○3番(坂本美智代君) 今回は、地方税法の一部を改正する法律に従って本町の条例の一部を改正するという事で、参考資料をいただいております、1つに、給与所得控除、公的年金等控除から基礎控除への振り替えという中での説明をいただきました。10万円を引き下げて基礎控除のほうに10万円をプラスするという事でありますが、給与所得控除と公的年金控除を10万円引き下げることによって、総所得が増えてくるのではないかと思うんですよね。やはり本町においても、国保税やら町府民税等は総所得に対して課税がされるわけですが、これを見ましたら、総所得は増えることによって税負担が増えてくるのではないかと思うんですけれども、その点ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長(篠塚信太郎君) 松山税務課長。

○税務課長(松山征義君) ただいまのご質問でございます。

今回、給与と年金等の控除額が下がって、そのかわりに基礎控除額が10万円増えるという振り替えがなされます。税の考え方でいきますと、今回そういった給与なり年金の所得が生じる方につきましては、税の計算過程で所得額から控除額を控除した額が課税のもとになるということでございまして、計算過程の中で10万円が減るということで、所得額は10万円増えるということになりますが、基礎控除額が10万円増えますので、答えとしては影

響がない格好になると思います。ただし、こういった給与所得並びに年金所得以外の方に係る関係につきましては、給与控除とか年金控除ということではなしに、必要経費ということになりますので、単純に基礎控除が10万円増えるという格好になるかと思っています。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 今、説明ありました。非課税限度額とか条例でちゃんとなっていて、給与所得控除や公的年金等控除が10万円下がった分については基礎控除が10万円プラスということで、非課税限度額のことなどについて条例でも上げておりますが、例えば合計所得金額が後期高齢者医療とか、または介護保険料とか、国保税もあるかもしれませんし、保育料も含めて、児童扶養手当でありますとか関係してくるのではないかと思いますけれども、そういう点については何らかの措置があるのかどうか、影響はないのかどうかお聞きしておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 松山税務課長。

○税務課長（松山征義君） ただいまのご質問です。

振り替えに伴う影響ということであろうかと思いますが、この点につきましては、税制改正に係る事務説明会等で国の法律等に基づく施策については各省庁間で今後調整がなされるというふうにお聞きをいたしております。

また、地方単独で実施しているそういった関係する事業等々につきましては、平成33年度からの施行ですけれども、この間に周知徹底を図りたいといったこともございます。本町につきましては、今回の税制改正でそのことが示されたわけございまして、関係が想定される所管部署に対しまして当課よりこの関係についての事務連絡を既に発出をしているところでございます。今後につきましては、所管課において必要な調整等が行われるものであるというふうに考えております。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 坂本君。

○3番（坂本美智代君） 所得に関してはそんな影響がないというような課長の答弁でありましたが、本町にとって今回の見直しによって収入は増えるのか。それとも減ると見ておられるのか。その点ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 松山税務課長。

○税務課長（松山征義君） 今回の振り替えによりまして、先ほども申し上げさせていただきましたとおり、給与、年金所得以外の方につきましては、単純に考えますと、基礎控除が1

0万円増えるということでありますので、その分については全体の額が下がっていく方向に影響が生じるのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 影響する分については、今後、国のほうも、町のほうも、調整していくということでありましたので、これまで受けられていた水準が低下することのないように、それはぜひ平成33年度までにちゃんとしていくことが求められるなというふうに思っております。

それと、説明してもらってる資料で、固定資産税の関係ですけど、1億円以下の中小企業を対象に設備投資をした場合に、特定税率をゼロとするということになっておりますけれども、これは適用される条件というか、決まりというか、そういうようなものがあるのかどうか、お聞きをしておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 松山税務課長。

○税務課長（松山征義君） 生産性向上特別措置法に係ります今回の措置ということでございますけれども、中小企業を対象ということで、資本金が1億円以下の法人並びに従業員数1,000人以下の個人事業主等ということになっております。こういった法人様が一定の計画を立てられた上でその計画が認定されたもののうち、固定資産税につきましては、さらに生産性向上年平均1%以上の工場の要件を満たしておる先端設備が対象になるということでございます。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 私もちよっとお尋ねしておきたいんですが、今、給与所得控除や公的年金控除から基礎控除へ振り替えにかかわって、いわゆる税収が減るということも予想されるということでしたけども、その場合には、扶養制度でございますので、補填という方法がとられるということなのかどうか、1点伺っておきたいということと。

それから、固定資産税の今ありました関係で、1億円以下の会社なり1,000人以下の会社ということですけども、この説明書の資料を見ておりますと、いわゆる生産性向上特別措置法に規定により、市町村が主体的に作成した計画に基づき行われた中小企業の一定の設備投資というようになっているんですけども、市町村の計画というものはどういうもので、いつそういう計画を立てるといことになるのか、伺っておきたいというように思いますし、この対象となる予想とされるのは委員会では3件程度問い合わせがあったという説明を聞い

たんですけども、対象となる会社というのは京丹波町の場合には何社あるのかということもあわせて伺っておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 松山税務課長。

○税務課長（松山征義君） まず、1点目のご質問でございます。

10万円の振り替えによりまして減収に伴う措置でございますけれども、減収となりますと、基準財政収入額そのものが減少するため、こういったことから需要額は一定という前提のもとですけれども、収入額と需要額の差が交付税額という格好になりますので、基準財政収入額は減少すればその分交付税という形で措置されることになるというふうに考えております。

2点目のご質問につきましては、商工観光課のほうが所管課のほうになりますので、そちらのほうから答弁のほうをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君） 先ほどの件でございますけれども、まず生産性向上特別措置法が本年の6月に施行されました。それを受けまして、各市町では、導入促進基本計画を策定するということになっております。したがって、商工観光課のほうでその基本計画を4月末までに準備をして定めていきたいというふうに思っておりますので、その中身については今検討中ということでありまして、もちろん法に従って基本計画を定めるということになるかと思っております。

また、対象の事業者ですけれども、全体的にはまだ把握はしておりませんが、問い合わせにつきましては、先ほど議員がおっしゃったように、3件ほどこれまでに相談なり導入をしたいという意向を示されております。さらにまた先端的技術ということでもありますので、それぞれの事業者の方の導入の考え方もありますので、今後、この3件以上の申請があるかもしれないというふうな状況でございます。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 税の関係でもう一度伺っておきたいんですけども、税収が減るということで基準財政需要額が変わって交付税で増えるという前提だと思うんですけども、あくまでも交付税ですので、町の基本から言えば、税収というのが一番大もとでございますので、そういう面からすると、町としての基本的な税収をどう確保するかというのが町運営の基本でございますので、そういう面から言うと、税収が減るということについてはいかがなもの

かということで、やっぱり国に対してもしっかり声を上げていくということが私は必要だと思いますので、その点どのような考え方なのか伺っておきたいというのが1点。

それから、今回の改正の中で、地方税の電子化というのが平成32年からやるということになっておるんですけども、この資料を見ておっても、資本金1億円を超える普通法人ということで、法人住民税等の電子申告を義務づけということになっておるんですけども、これまではどのような申告の仕方であったのかというのが1点と。

それから、この電子化による京丹波町のメリットというのはどういうものなのか、あわせて伺っておきたいということ。

それから、今回の場合に、人格のない社団法人は電子申告の義務化の適用外ということになっておるんですが、人格のない社団法人で1億円を超えるそういうものはないかと思うんですけども、人格のない社団法人というのは京丹波町では何団体ぐらいあるというように把握されているのか、あわせて伺っておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 松山税務課長。

○税務課長（松山征義君） 1点目のご質問でございます。税収減に対する対応ということでございます。この部分につきましては、単に交付税に依存するということを申し上げているわけではなく、引き続きあらゆる角度から税収の確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、電子化のメリットでございますけれども、やはり全体的にマクロな話といたしましては、官民合わせたコストの削減ということがうたわれております。本町につきましても、今まで紙で連絡を取って、紙で報告を受けておったものが電子でということになりますので、そういった部分では一定の事務の省力化が図れるのではないかなというふうに考えております。

最後の質問でございます。人格のない法人の団体数でございますけれども、税務課としては把握をいたしておりません。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 坂本君。

○3番（坂本美智代君） 今回、地方のたばこ税の見直しも上がっておりますが、1点は、1本当たり1円ずつ3段階で引き上げていくということでお聞きしました。もう1点の加熱式たばこというのも同じように見直しをされるんですけども、これは5年間という、年数が違うんですね。その点の違いというのがちょっとわからないのでお伺いしたいのと。加熱式というのは1本と見るのかどうか、詳しくわからないのでその点わかりましたら説明をお願い

いします。

○議長（篠塚信太郎君） 松山税務課長。

○税務課長（松山征義君） 今回の改正によりまして、紙巻きたばこにつきましては、議員おっしゃるとおり3段階で上げていくということでございます。ただ、加熱式たばこにつきましては、今回の改正で新たに加熱式たばこという区分が設けられまして、今のところ3製品ございます。その部分につきましては、現行の紙巻きたばこの1本当たりに換算される税額というものがあるんですけども、その税額に対しまして著しく低い換算の方法になっておりまして、加熱式たばこ紙巻きたばこの税負担の考え方というのは、以前から議論を国のほうでもされておったわけなんですけれども、今回それを最終5年間かけて紙巻きたばこの税額の7割から9割程度のところまで5年間をかけて上昇させるといった措置になっております。紙巻きたばこは3年間、加熱式たばこは5年間ということになりますけれども、紙巻きたばこも3段階、もう少し正確に言いますと3段階です。平成31年につきましては消費税の関係もありますので、その年度は上げなくて、平成32年度、平成33年度で上げていくといったことで、年数にしたら4年間になろうかと思えます。こういったことで、特に加熱式たばこ紙巻きたばこの上げる期間の連動性というのはないものであるというふうには認識をいたしております。特に加熱式たばこにつきましては、緩やかに5年間の期間が必要という整理のもとに期間がとられたものであるというふうに私は認識をいたしております。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより、議案第54号を採決します。

議案第54号 京丹波町税条例等の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（篠塚信太郎君） 挙手全員であります。

よって、議案第54号は、原案のとおり可決されました。

《日程第7、議案第55号 京丹波町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第7、議案第55号 京丹波町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

山田君。

○10番（山田 均君） 今回提案になっております改正の部分で新旧対照表を見ますと、保険料率の関係で第38条第4項というのが、今回、第22条の2第2項に改正ということになっているわけですが、具体的には3月の議会でも提案をされたわけですが、今回の内容の変更というのはどういうものなのか、伺っておきたいと思っております。

○議長（篠塚信太郎君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） 今回の改正でございますけれども、具体的に申しますと、介護保険法施行令の第38条、保険料率の算定に関する基準の中の第4項におきまして、特別控除額を控除する規定がこれまでされておったところでございますけれども、今回の改正によりまして第22条の2、これは居宅介護サービス費等の額に係る所得の額の算定方法等の中の第2項におきまして、この特別控除額を控除する規定がなされまして、以下の条項についてこれを適用するということになりましたので、今回、介護保険条例の中で引用しておる条文のほうを改正させていただくものでございます。

具体的に申しますと、ご承知のように、介護保険料につきましては、既に平成29年度から特別控除の規定のほうを適用させていただいております。今回新たに適用になりますのが利用者負担割合、また、高額介護サービス費、また、特定入所者介護サービス費等の3点につきまして、この特別控除額の適用がなされるというものでございます。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより、議案第55号を採決します。

議案第55号 京丹波町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長（篠塚信太郎君） 挙手全員であります。

よって、議案第55号は、原案のとおり可決されました。

《日程第8、議案第56号 京丹波町営農林業施設事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第8、議案第56号 京丹波町営農林業施設事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

山田君。

○10番（山田 均君） 今回提案になっております土地改良法の一部改正に伴う改正ということだと思うんですけども、特にその中で土地に共有者がある場合などあわせて1人の事業参加資格者とみなすということで、代表者1人を選任すればいいということになるということだと思うんですけども、これまで例えば土地改良事業などで、共有者がある場合にはそれぞれ同意をもらわなければいけないということだと思うんですけども、この場合に代表者というのはどういう選任の仕方をするのかと。誰がそれを選任するのかということをお尋ねしておきたいということと。

それから、これまで京丹波町では、土地改良事業などで共有者のある場合、トラブルというのはあったのか。また、そういう事例は全国的にもあるのかどうか、あわせて伺っておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） 今回、土地改良法が見直しをされまして、この見直しの背景につきましては、ご承知のことかと存じますけれども、国の農業を活力のあるものにしていくものということで、土地改良法を見直して担い手への農地集積を速やかに行っていくのが狙いでございます。その中でただいまご質問がございました土地に共有者がある場合、あわせて1人の方を選任をしてということになっておりますけれども、この件につきましては、共有者の中からその中にご協議をいただいて、1人の方を代表にして事務手続を速やかに行うものということとしておるところでございます。現在、本町におきまして、過去にそういう事例があったのかということでございますけれども、私のほうでは、今現在、把握を

していないところであります。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 今後、高齢者がどんどん増えていく中で、相続の関係を考えますと、町外に出ておるとか、なかなか連絡が取れないとか、そういう方も起こってくることを思うんですけども、その場合に共有者の中で代表者を決めていただくということだと思んですけども、その共有者の中で1人でも町内におられれば、代表者を決めやすいわけですが、全て相続される方が町外の場合はなかなかこういう場合でも難しいというのがあるかと思んですけども、あくまでもそれは3人おられれば3人が協議をしていただいて代表者を決めると。5人おれば5人の中で代表者を決めるということだと思んですけども、これは、当然、代表者となっていただく方に連絡をしなければいけないわけですが、そういう働きかけとか取り組みは事業をやるところがそういうことをやるということなのか。町などがそういうように働きかけて代表者を決めていただくように指導するとか、その辺はどういう形になるのか、あわせて伺っておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） 今後、事業のほうを行っていくところが出てくる可能性はあると考えておるところでございますけれども、国のほうの中では、共有者の意見を誰か取りまとめていただいて、事業をやっていくというようなことで考えられておるところでございます。今後、町営でやったり、また府営でやったり、例えば国営でやる部分もあろうかというように思いますけれども、そういった部分をご指導をしながら事業のほうを進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 土地改良法の一部改正ということで、今の本町については、この事業実施手続の合理化に関する措置という部分について条例では上がっていると思んですけども、法律の概要として資料をいただいておりますが、農用地利用集積の促進、あるいはまた防災及び減災対策の強化ということで法律の概要が上がっておりますけれども、こうしたことは法律が変わったことで本町でも中身に該当しておれば実施ができるということだと思いますが、その一方で、こうした一カ所にたくさん集まった水田の改良だけでは、京丹波町全体の農用地を維持していこうということにはならないと思んです。こうしたことも大切なことであると思一方で、また、この間の農業公社さんとの話し合いでもありましたけれど

も、町内の端々にいろんな土地が耕作できないままになる危険性もあるということで、一方では、集積地の改良と同時にそういうところの改良も必要だと。重点を置いていくことも必要だと思っておって、家族農業の10年ということで、来年度からそういうことも言われているので、やっぱり大規模農地の改良と同時に端々の農地の改良も含めて、やっぱり町としては目を向けていくことが必要なのではないかと思いますが、見解がいただけたらよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（篠塚信太郎君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） ただいまのご質問でございますけれども、土地改良法の見直しによりまして所有者の同意、また、所有者の負担なくして県営府営事業であったり、国営事業であったりということで、事業のほうが発展をできることとなっております。

また、先ほどございましたように、防災・減災面におきましても、危険なため池であったり、本町では余り少ないんですけれども、パイプラインの破損等が発生した場合でも、速やかに事業が実施ができるような形に土地改良法が見直しをされたところでございます。

冒頭申し上げましたように、この土地改良法の見直しにつきましては、国が力強い農林水産業をつくり上げていくということで、プランのほうを作成しておる中で、外国への農産物の輸出、また、農地を守っていくという部分で担い手への農地集積を速やかに行っていくために、この土地改良法も見直しをされたところであります。

先ほど議員からございましたように、本町は典型的な中山間地域でございまして、山合いの農地がだんだん遊休化してくるという課題があるところではございます。そうした農地につきましても、一定の集積が行えるのであれば、本事業の活用もできると考えておるところでございます。また、山合いの農地の活用につきましては、その農地に適した作物の導入ということもしっかりと考えていかななくてはならないというようなことで、ただ単に管理上で農地を整備して大きくするというだけではなくて、その土地にあった作物の導入という部分と合わせて、今後考えていかななくてはならないということで思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 森田君。

○9番（森田幸子君） 今、東議員もチラッとされたのではないかと思います、農地がずっとそのまま管理者が本町におられなくて、荒れた田畑についての管理は今後どのようにお考えなのか、お伺ひいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） 今も議員さんからご指摘がございましたように、本町では、

既に他所に出られて農地の管理ができないという農地が状況として増えてきておるところでございまして。そうした状況の中で、今も事業的にも進めておりますけれども、例えば他所からの新規就農者を受け入れて条件の整った形で新規就農者の方に作付をいただく。また、中山間直接支払制度なり多面的機能支払制度を活用いただいて、そうした農地を管理いただくというようなことで考えておるところでございまして。農地でございますので、農地法の縛りもございまして、荒れた場合、そうした農地の管理については、農業委員会のほうから指導もできるようなこととなっておりますので、そういったものについては指導もいただきながら農地の維持管理に努めてまいりたいと思っておりますし、いわゆる耕作者が少なければ、なかなか全ての農地を守っていけないというのが今現在の状況かなというように思っておるところでございまして、より一層、先ほども申し上げましたけれども、山合いのほうから農地がだんだん荒れてきておるような状況もございまして、総合的に考えていかななくてはならないというように思っておりますし、なかなかこれという特効薬が今現在ないわけございまして、今後とも関係機関のお力をかりながら事業のほうを進めてまいりたいと思っております。

○議長（篠塚信太郎君） これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより、議案第56号を採決します。

議案第56号 京丹波町営農林業施設事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（篠塚信太郎君） 挙手全員であります。

よって、議案第56号は、原案のとおり可決されました。

《日程第9、議案第57号 京丹波町ふれあい広場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第9、議案第57号 京丹波町ふれあい広場の設置及び管理に

関する条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

村山君。

- 5番（村山良夫君） この議案は、新庁舎予定地をすることが前提で出されてると思います。私は、今回の一般質問で、新庁舎予定地について通告をした上で質問をさせていただきました。通告書の2の②のところで、排水路対策が困難な場合、調整池等による対策が必要である。昨今の異常気象に対応するためには、地形的に必要な規模の調整池の建設は可能なのかという質問をしております。このことに関しまして、町長の回答では、基本的な設計は進めているところだと。具体的な数値等については、具体的な数値の事前通告がありませんでしたので、具体的には答えられないというような答弁でございました。私、思うんですけども、通告書の中でどれぐらいの規模のものが可能なのか。地形的に可能なのかという質問をしておりますので、当然、親切に答えていただけると仮定したら、昨今の豪雨を考えたら、100ミリ前後の雨量に対するためには、立地条件から考えてどれぐらいの調整池が必要なのかということはわかっているはずだと思います。

そこで、もう一度お聞きをしたいんですけども、その後、調整池はどれぐらいの規模のものが必要なのか。お考えになっているかお聞きをしたいと思います。

- 議長（篠塚信太郎君） 村山議員、今の議案からは少し外れる質問だと思いますが、もう一度質問の要旨を言ってください。

- 5番（村山良夫君） 今言ってますのは、新庁舎建設予定地にするためにこの条例を廃止されるわけですね。新庁舎予定地にこの場所が適合しているのかどうか。特に、私が疑問に思ってますのは、雨水対策が可能なのかどうかということです。だから、関連をした質問だと理解をしております。

- 議長（篠塚信太郎君） 今の質問に対して答弁できますか。

中尾総務課長。

- 総務課長（中尾達也君） 今回の条例改正につきましては、新庁舎の建設を目的として、ふれあい広場にありましたビジョンドアンマークなり管理棟、駐車場等の取り壊しが行われているものでございまして、それによりまして本来の目的でありましたふれあい広場の目的が達することができないということをもって、本条例を廃止させていただこうとしているものでございます。

なお、新庁舎の関係、雨水の対策でありますとかそういったものにつきましては、現在設計中ということでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5番（村山良夫君） 今の説明によりますと、建物を撤去したからふれあい広場としての機能がなくなるので条例を廃止するというような趣旨ですけど、例えば、あれを利用されているのはグラウンドゴルフで利用されてまして、利用しているときから建物があることが邪魔になってたわけです。それがなくなったんですから、ふれあい広場としての機能的な欠陥ができた。だから利用できないという答弁はおかしいと思うんですが、その点、具体的にお願ひします。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 本議案の提案理由のときにも町長から申し上げましたように、新庁舎の建設に伴い京丹波町ふれあい広場を廃止するという目的でございます。そのために支障となります老朽化した施設を取り壊したことによりまして、本来の目的を達することができなくなったということでの廃止をさせていただくものでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5番（村山良夫君） だから、その質問をしてますね。だから、ふれあい広場が地形的に新庁舎の建設に可能なかどうか。特に、雨水の対策としては、調整池をしなければならないわけですけども、その規模はどれぐらいになるのか聞いているわけです。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 先ほどから申し上げておりますように、新庁舎の位置につきましても議会で議決をいただいたところでございまして、新庁舎の建設に向けまして、現在、ふれあい広場での建設を目的としまして、支障となります施設の取り壊しを行っているところでございますので、それが要因ということで本施設の設管条例の廃止をお願いしているものでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 私もちよっとお尋ねをしておきたいと思うんですけども、今回条例廃止が提案されておるんですけども、基本的には、これまでですと、工事の発注とあわせて条例廃止というのが基本的な流れだったと思うんですけども、3月議会で新庁舎整備事業に伴う建物解体工事の工程表というのを配付していただきまして、3月31日までの工期を6月末までということで提案がありました。そのときに私もお尋ねをしたんですけども、3月23日だったと思うんですけども、大体、建物もなくなっておりましたので、6月末までの工期というのはなぜ必要なのかということもお尋ねしたんですけども、そのときの説明としては、工程表にある基礎コンクリートの部分が3月15日に当初終わる予定だったけども、

これから撤去に入ると。細かく分解をすとか活用できる部分、販売できる部分、仕分けなど最終の完了というのが6月末なんだと説明があったわけなんですけど、実際、1カ月も早く完了したということは、工程表のどの部分に変更されたのか。何のために工程表をつくっておったのかということになると思うんですけども、この工程表を改めて見ておったわけですが、改めて工程表との関係で行くと、どこが短くなったということで6月の10日頃に完了を検査終わったということでございますので、5月末ぐらいはもう終了しておったということになりますので、1カ月も早く予定よりも終わったということでございますけども、解体でございますので、いろんなトラブルといいますか、そういうものも見込んでおったということかもしれませんが、その点ではどういう要因で早く終わったということなのか。

また、資材の活用、販売の仕分けというのは正確にできておったのかどうかということもあわせて伺っておきたいと思えます。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） まず、本条例の上程の時期でございますけれども、ふれあい広場の施設の廃止につきまして、取り壊し等につきましては、昨年12月22日からの工期となっておりまして、当初は本年3月31日末で完成予定ということでございましたけれども、現場に入りまして、現地の状況というのが非常に老朽化をしているということで、建物の内部等の調査を行う段階におきましても、床が抜けておったりということで、調査の確認のための時間がかかりかかったということから、着手に係ります時期が本年に入ってからということになっております。

また、工事発注と同時に施設の閉鎖をし、工事が行われるというものではございませんでしたので、そういう調査の時間というものにつきましては、まだ周辺で施設の利用が可能ということもありまして、この条例の提案時期につきましてはおくらせていたところでございます。

また、工事の変更の際の計画でございますけれども、取り壊しにつきましては、早く終わっておりますけれども、基礎の取り壊しでありますとか取り壊した廃材の処理、それから利用できるものについては売り払いを行うとか、そういった整理に時間を要するというので、6月いっぱい予定ということで工程のほうも組ませていただいて、一定の余裕をやはり持つておかなければ、そういった細々したことの整理については、どれだけ時間がかかるというのもわからない状況でありますので、一定の余裕を持った中で6月末の工期ということで変更をお願いしたものでございます。結果的に整理が早くされまして、6月8日が検査の完

了日ということになっておりますけども、若干早く終了はいたしました、経過としましてはそういう状況でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） ちょっとあわせて伺っておきたいんですけども、工程表を見ておきますと、5月末から6月にかけての部分を見ておると、基礎コンクリートの撤去の部分だと思うんですけども、それから舗装・整地ということでアスファルト舗装とかインターロッキングの舗装などということになっているんですけども、外構ということになってはいますが、これについても外から見ただけではわからないわけでございますけども、完了したということなのかどうか。6月の中頃に囲いとか敷鉄板の撤去ということになっているんですけども、これももっと早く5月よりも早い時期にできておったと思うんですけども、当然そういうことであれば、工程の状況なんかも委員会もあるわけでございますので、報告をするというのが工事の状況から言いましてもすべしではなかったのかと思うんですけども、その点あわせて伺っておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 今回の条例の廃止につきましては、先ほど来申し上げておりますように、施設の撤去はされておりますし、現場が当初の目的を達せなくなったということから、工事の完了を見込んだ上で、今回、廃止の条例を提案させていただいたところでございまして、今、議員のほうからおっしゃっております工事の関係とは、本廃止条例とは関係がないというふうに理解をしておるところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 先ほど村山議員も質問されていたところでありますが、提案説明でも、今、総務課長がおっしゃられてましたように、新庁舎の建設に伴いということでもあります。役割を果たせないで廃止するという事はわかっておりますが、後続いて建設用地として使うということになります。そういうことから、この間の第3回のワークショップの報告を見せてもらってありましたら、調整池をつくるために駐車場をかさ上げするということが載っておりました。そういうことからして、今回お聞きするわけでありましてけれども、財源的なことに関係ないと言われるかもわかりませんが、やはり新庁舎の建設用地として事業をするためにはいろんな財源のことも必要なのであえてお聞きしますけども。

○議長（篠塚信太郎君） 東議員。議案外の質問だというふうに私は思いますので、もう一度質問をやり直してください。

○4番（東まさ子君） 新庁舎の建設用地に伴いということになっておりますが、駐車場をつ

くるということにもなっております。計画されてて、その計画が調整池をつくるためにかき上げするというところにワークショップでなっておりますので、そういう排水対策について、国の事業というのはあるのかどうかということが関連してお聞きできたらと思っておりますので、判断していただいて、答弁いただけたらと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 議案外の質問だと思いますが、答弁できますか。

中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 先ほど来申し上げておりますように、提案理由としましては、新庁舎の建設に伴いということで、ふれあい広場の設管条例の廃止をお願いしているものでございますし、庁舎建設につきましても、別途、設計業務に現在携わっているところでございますので、順次、事業化も進んでいるという状況でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 先ほどの答弁で工事と廃止条例とは関係ないという答弁だったと思うんですけども、撤去の工事が進んだから、当然廃止条例を提案したということだと思うんですけども、解体工事というのは、当然、この条例とのかかわりで関係があるということでお尋ねしたんですけども、改めてもう一度伺っておきたいと思うんですけども、当然、新庁舎建設事業に伴う建物解体工事で撤去になって、先ほどもありましたように、6月8日に検査が完了したんだと。だから、工期はあるけども廃止条例ということをご提案したと。こういうように私は理解しておったんですけども、撤去工事と廃止条例とは関係ないという意味は、もう一度、どういう意味で関係ないということなのか、伺っておきたいと思っております。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） ふれあい広場の設管条例につきましては、広場にあります球技場でありますとか、多目的広場でありますとか、管理棟でありますとか、そういったものが新庁舎の建設に伴って取り壊しをされるということを目的として廃止をお願いするものでございますし、庁舎のビジョンダンマーク等の施設の解体の進捗につきましては、先ほど来から申し上げているところでございます。工事に着手した当時というのは、まだ施設の周辺については利用が当然可能でしたので、廃止をする必要もなくご利用をいただいていたというところがございます。本年度に入りまして、一定工事が進んだということで、今回の提案となったということがございます。この提案の遅い早いという部分はあろうかと思っておりますけれども、目的を達せなくなったということから、今回の提案とさせていただいたところがございます。

○議長（篠塚信太郎君） これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) これで討論を終わります。

これより、議案第57号を採決します。

議案第57号 京丹波町ふれあい広場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定  
について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(多数 挙手)

○議長(篠塚信太郎君) 挙手多数であります。

よって、議案第57号は、原案のとおり可決されました。

ただいまより暫時休憩します。10時45分まで。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時45分

○議長(篠塚信太郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

谷口勝巳議員より欠席の連絡がありましたので報告します。

《日程第10、議案第58号 平成30年度京丹波町一般会計補正予算(第1号)》

○議長(篠塚信太郎君) 日程第10、議案第58号 平成30年度京丹波町一般会計補正予算(第1号)を議題とします。

これより質疑を行います。

岩田君。

○1番(岩田恵一君) ちょっとお尋ねをしておきます。

教育費の中で、今回、中学校学習支援教員等配置事業、部活動の指導員3名配置ということ聞かせていただいております。どういったクラブへの配置なのかということと。支援員さんの方については、町内で該当者があるのかどうか、あわせて伺いをいたします。

それから、かねてより教育長にもお尋ねしておったんですけども、クラブ活動でやりたいクラブがあるのに学校にはないという中で、子どもたちが真にやりたいクラブを支援していくということは1つの課題になっているのではないかというようなご指摘もさせていただいた中で、町内の学校でクラブ活動を行っている部活動については、相互交流というような観

点からも、そういった受け持ちを越えた参加を認めるというようなことへの取り組みはどうお考えになっているのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 堂本教育次長。

○教育次長（堂本光浩君） 学習支援に関してでございます。特にクラブ活動の支援ということでございます。中学校のクラブ活動に関しまして、支援をいただくというものでございまして、町内3中学校ございまして、一応、蒲生野中学校に関しましては軟式野球部、瑞穂中学校に関しましてはバスケットボールクラブ、和知中学校につきましてはサッカー部、現在のところということでございますけれども、今後調整をさせていただく中で該当の部に関しましては変更があるということだけお願いをしたいと思います。

それから、支援員の該当の方ということでございますけれども、一応、この制度に関しましては、国なり府の制度を利用をしております、小・中・高を含めまして、教員免許のある指導者ということが前提条件となっておりますので、教員免許のある指導者の方3名を現在のところお世話になりたいなというふうに考えております。

その他に関しましては、教育長のほうでお願いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 先ほどの部活指導員について少し補足をしますと、現在、町独自でも支援員をそれぞれ中学校で配置をしています。現在、町独自でこれまでやってきましたのは、部活を指導しております教員の指導のもとで、技術的な指導補助をするということをメインに町ではやっていました。今回、国が部活指導員という制度を設けたわけですが、これは主として教員の働き方改革とのかかわりで見出された制度であると。したがって、この部活指導員は、教員の指導のもとではなく、その指導員そのものが、もちろん部活顧問と緊密な連携のもとであります。単独で部活の指導及び遠征試合と交流試合等の引率もできるという制度でありますので、先ほど次長が説明をいたしましたように、教員免許を持つことが必須条件ということになります。現在、配置をしています町独自の支援員の中で教員免許を必ずしも持っている方そう多くはありませんので、したがって、現在町の支援員と、今回、国が配置をしました、これは財源がありますので、できる限りこれも活用したいということで、したがって、教員免許の資格を持っている人、同時に学校との教育方針をよく理解いただいて、学校の指導と矛盾なくやっていただける人選を進めているところであります。それが町独自の制度と今回国が配置しました指導員との違いであります。

次に、岩田議員から現在中学校で置いていない部活で生徒が希望する場合、こういう問題は本町に限らず中学校全国的にも小規模化が進んでいる中で、中体連の中でもそうしたこと

が検討されていますので、できる限り多くの生徒が自分がやりたい部活動に参加できる。また、国でもそういうことを視野に入れた部活のあり方についても検討を現在進められておりますので、そうした検討も注視しながら町としての部活のあり方についても検討を進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 森田君。

○9番（森田幸子君） ただいまの教育関係のことについて詳しく説明していただきました。こうして配置事業の予算も上がってる中で、今まだ指導員が決まっていないような答弁がありました。期間的にはもうずっと半永久に指導員を設置して行われるのかどうか、お伺いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 現在こうして補正予算をお願いしていますので、この議決をいただいたら、直ちに部活指導員の人選について学校と協議をし、配置に努めたいと。何らかの形で配置ができるのではないかという見込みであります。

以上です。

（森田議員の発言あり）

○議長（篠塚信太郎君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 失礼しました。国としても一定の制度化をしますので、町としても次年度以降にこういう形で部活指導の充実を図っていきたいと思っております。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5番（村山良夫君） 1点質問をしたいんですけども、最終ページの地方債云々と調書がついてるわけですけど、平成28年度末現在残高というのは、当然のことですけども、平成28年度決算の数字が流用されていると思うんですが、そうなんですか。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 7ページの地方債の表でございいますけども、平成28年度末現在高というのは決算の数値を引用しております。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5番（村山良夫君） そして、平成28年度の監査委員報告の資料をいただいているんですけど、これも平成28年度決算を基準にしてつくってあると思うんですが、そうなんですね。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 決算審査、また、監査の資料につきましても、同様というふうに

認識をしております。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5番（村山良夫君） そうしますと、ここに上がってます148億9,819万8,000円とこの調書にはなってますけども、監査報告の資料によりますと、一般会計の残高は147億89万8,000円というように、1億9,000万円余り違うんですが、これはなぜですか。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 現在、手元に決算資料等を持ち合わせておりませんので、詳細についてはお答えできません。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5番（村山良夫君） ちょっと多いですけど、そんなええかげんなことでは困りますよ。

○議長（篠塚信太郎君） 総務課長、後で説明できますか。

中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 後ほど確認させていただきます。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 今回のクラブの支援員の関係ですが、いろいろと説明をいただきましたが、今回の予算の根拠というか、補正で組まれておりますけれども、これは例えば1週間にどのぐらいの割合で指導をしていただけるのか、根拠をお聞きしたいのと。

それから、前のページのコミュニティ・スクール推進体制構築事業、いろいろと説明もいただいているわけではありますが、学校と家庭と地域の連携・協働体制を確立し、持続可能な推進体制を構築するということでもあります。社会総がかりで子どもたちを育むためにということではありますが、具体的に目指している、もう少し具体的なものがありましたらお聞きしておきたいのと。

それから、委員等報償ということで19万2,000円、講師CSディレクター報償ということで62万2,000円ありますが、これはもう少し詳しくお聞きしておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 堂本教育次長。

○教育次長（堂本光浩君） まず、6ページの中学校学習支援教員等配置事業の報償費の中の具体的な数字ということでございます。基本的には時間給で1,600円掛ける週6時間の35週ということで3名の方、それが100万8,000円になろうかと思えます。既に予算化をしておりますので、先ほども教育長のほうから申し上げましたとおり、町の学習支援

の形で予算化もさせていただいております、今回必要な経費58万8,000円を予算化させていただいたというところでございます。

それから、続きまして、戻りまして5ページになりますけれども、コミュニティ・スクール推進体制構築事業の講師等報償でございます。これにつきましては、時間当たり1,480円掛ける4時間掛ける週3回掛ける35週ということで、105日という形になりますけれども、これに関しましては、先ほども申されてたとおり、コミュニティ・スクールディレクターという役職で、学校運営協議会を構築していただくためのコーディネートをしていただくということでございます。

また、コミュニティ・スクールの推進体制構築事業の中身に関しましては、教育長のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。

○議長（篠塚信太郎君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） コミュニティ・スクール推進体制構築事業について、その趣旨について私のほうからご説明させていただきます。

国のほうでは、学校教育の充実を図るべく、学校教育を進めるに当たって家庭はもちろん、地域の皆様のご意見も伺い、地域とともにある学校づくりというのが現在国が進めている考え方であります。そのための仕組みとして、コミュニティ・スクール制度を進めるためにそれぞれの学校に学校運営協議会をつくり、そこに保護者の代表、地域の代表、あるいは関係団体の皆様に委員になっていただいご意見を聞くと。そして、学校は、毎年度、学校を進めるための学校運営方針を学校運営協議会の場で説明をし、地域の皆様にご理解をいただいて、学校教育をともに進めると。そしてまたそういうご理解の中で、地域の皆様から学校教育へのさまざまな学習支援等の支援活動をあわせて、そういう組織を通じてやっていただい。これがコミュニティ・スクール制度であり、そのための学校運営協議会という仕組みであります。

今年度、国は、こうしたコミュニティ・スクールをさらに全国的に進めるというので、全国の市町村にコミュニティ・スクール推進体制に取り組んでもらいたいという委託事業の提案がありました。京丹波町では、現在、コミュニティ・スクールを導入していますのは、丹波ひかり小学校、それに向けて取り組みを昨年度から始めておりますのが竹野小学校、そして和知の地域でもそれに向けて取り組みを始めるということでもありますので、国の委託事業を今回受けて、今年度この事業を置いたということでもあります。

先ほど次長が説明しましたように、そのための推進を図るための組織をつくるというので、その中心的役割を果たすのにディレクターという推進役を置くと。そのために必要な諸経費

を今回予算として計上をさせていただいたということでありませう。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） お尋ねをしておきたいと思うんですけども、1点は、今出ております中学校の学習支援の配置の関係で、5月31日付の定例会の提出議案の資料では、支援員の配置の中でクラブの関係なんですけど、蒲生野中学校が野球部で1名と、瑞穂中学校がバスケットボール部に1名と、和知中学校は合唱部1名となっておりますけど、今、次長は、サッカー部だと。その資料は違うということですか。どちらがあっているのかどうか、正確に伺っておきたいというのが1点でございます。

それから、お尋ねしておきたいのは、農林水産業費の畜産競争力強化整備事業の関係でお尋ねをしたいと思うんですけども、いただいている資料では、今回の1, 344万9, 000円で町内の畜産・酪農家の経営強化による所得向上を目指してということで、畜産クラスター協議会を置いて整備に対する助成ということでGPセンターの事業費の精査というのと。豚舎、堆肥舎、乾燥機の事業費の精査というのと。牛舎1棟新規事業ということになっておりまして、今回の合計の事業としては1, 344万9, 000円となっておりますけども、3月の当初予算でいただいた資料を見ておったんですけども、その資料を見ておきますと、京丹波町内で有限会社みずほファーム、採卵鶏ということで井脇ですが、これがGPセンターの新築工事ということで、事業費の50%ということで2億347万2, 000円ということと。それから、有限会社日吉ファームの豚舎ということで質美ということになっておりますが、豚舎4棟と堆肥舎1棟ということで、これも事業費の50%ということで9, 428万5, 000円ということになっておるんですけども、今回の補正はそれの事業の見直しと新たに牛舎1棟ということになっておるんですけども、具体的にその内容をまずお尋ねしておきたいというのが1点でございます。

それから、もう1点は、クラスター協議会にかかわってお尋ねしておきたいんですけども、当初予算のときには21戸の畜産農家と3つの公社、JAの3つの支店と南丹のセンターで協議会を設置しておるとなってるんですけども、クラスターのやつをいろいろ見ておきますと、例えば、いろいろ当然50%の助成があるわけでございますし、TPP関係というのがああるわけでございますけども、条件があるようでございますけども、いろんな事業もあるようでございますので、例えば青色申告をしているとか、後継者が要るとか、原則として45歳未満だとか、そういうのがああるようでございますけども、今回の場合についてはそれぞれの事業者と、今回新たに牛舎ということになっておるわけですけども、こういう1つの条件

というのが関係あるのか。そういうのをクリアしていた人が今回クラスター協議会の新設として国の補助を受ける。こういうことになっているのかどうか、伺っておきたいというように思います。

○議長（篠塚信太郎君） 堂本教育次長。

○教育次長（堂本光浩君） クラブ活動の学習支援にかかわって5月31日、多分、議会運営委員会の資料ではないかというふうに思うんですけども、当初、教育委員会から総務課財政係への予算要求段階では、確かに中学校合唱部ということで、1名ということで要求をさせていただいておりました。その後、3中学校に対しまして、クラブ活動に関しましての希望の調書を取らせていただきましたところ、その結果が和知中学校におきましてはサッカー部というようなことのでございましたので、現時点におきましては、そういった形で進めさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） まず、今回の補正でございますけれども、先ほど山田議員からございましたとおり、当初、みずほファーム、それから日吉ファームの部分が当初予算として計上をしておったところでございます。みずほファームにつきましては、GPセンター、いわゆる卵の出荷調整施設の新築1棟ということで、その部分につきましては、事業費の精査というところで金額のほうが増額になったところでございます。また、日吉ファームにつきましても、当初予定をしておりました豚舎4棟、それから堆肥舎1棟、乾燥施設1基の新築ということで、そちらのほうも事業費の精査によりまして、今回、増額ということになっております。

今回、新たに肥育農家であります明田畜産ですけれども、そちらのほうの牛舎1棟の新築ということで、今回補正のほうに計上をさせていただくところでございます。

クラスター事業でございますけれども、畜産収益力強化整備事業ということで、畜産クラスター計画に定められた中心的な経営体が事業実施主体になれるということで、個人であったり法人であったりということがあるんですが、個別経営体の場合につきましては、法人化計画を有する経営体ということになっておりまして、計画の承認を都道府県が行うわけでございますけれども、その計画の承認を受けた後に事業のほうは実施ができるというような事業でございます。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） クラスターの関係なんですけども、みずほファームと日吉ファームについては増額ということなんですけども、新たに明田畜産ということなんですけども、具体的には増額の金額は幾らなのか。それぞれみずほファームなり日吉ファーム、それから明田畜産の新築の場合は金額は幾らなのか、お尋ねしておきたいというのが1点でございます。

それから、クラスター協議会の関係なんですけども、今、計画を府の承認を受けるということで、それに基づいて事業が進められるということだと思っておりますけども、クラスター協議会の京丹波町はその中でどういう位置づけなのか。協議会のメンバーは先ほど申し上げました3月の説明では畜産農家なり、公社なり、JAの支店なり、南丹のセンターというようなことの説明があったと思っておりますけども、町としてはどういう役割になっているのかというのを1点お尋ねをしておきたいと思っております。というのは、こういう今の時代でございますので、補助事業を受けて実際事業をやったと。当然、途中で息詰まるということも当然あるかと思っておりますけども、補助を受けて2分の1でございますので、例えば新規就農者の方でございましたら、就農して3年とか5年とか、ちゃんと続いておらなければ補助金の返還とかもあるんですけども、この場合にはそういう縛りというものはあるのかどうかということと。

それから、例えば事業を途中で放り出していく場合に、例えば、補助金の返還というのは求められないのかどうか。求められたときにはどこが責任を持つのかと。例えば、クラスター協議会だということになれば、クラスター協議会の代表といたしますか、これは誰なんだと。その人が責任を持つということになるのか。例えば、聞くところによりますと、町が持たなければならないという話も聞きますので、例えばそういうことであれば、もっと内容の精査を我々もちゃんとしておかないと、いざそういうことが起こった場合に、大事な財源をそこに出して返還しなければならないということになれば、また重大なことでございますので、2分の1の補助があって、国のトンネルといたしますか、国から来た助成金を予算を通して出すということだけではないということになれば、非常に大きい我々としての責任もあるし、町としての責任もあるのではないかと思うので、ちょっとその辺の所在といたしますか役割、それから町の責任、協議会への責任、代表者、その辺をちょっと明確にしていきたいと思うので、お尋ねをしておきたいと思っております。

○議長（篠塚信太郎君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） このクラスター事業につきましては、町の役割としましては、協議会の事務局を預らせていただいております。協議会の事務手続等を町のほうで実施をしまして、先ほど議員のほうからございましたように、構成をしております

委員さんの中から役員等を選出しまして、この協議会の運営をしておるところでございます。このクラスター事業につきましては、国から京都府、京都府から町を通じて畜産クラスター協議会に補助金が流れて、その後、事業実施主体にクラスター協議会から交付するというような流れで事業のほうは進んでおるところでございます。

あつてはならないわけではございますけれども、途中で事業をやめられる等のことがありましたら、国の補助金でございますので、補助金等に関する適正化法というものがございまして、それに基づいて補助金の返還をいただくということになっておりまして、事業実施主体が責任を持ってそのところは返還をいただくということになるかと思っております。クラスター事業の中にも、今、詳細が手元にはないんですが、事業要綱の中にも事業実施主体がということで記載があったというように思っておるところでございます。

今回の補正でございますけれども、事業の内容的には大幅な変更はなかったわけでございますけれども、金額的にですけれども、それぞれ当初編成時における見積額から、みずほファームですと事業費ベースで行きますと2, 196万2, 000円増額、それから日吉ファームは1, 179万5, 000円の増額、それから明田畜産の牛舎新築1棟につきましては、122平米で1棟ということで、事業費が895万2, 000円ということになりまして、今回、それに基づきます増額分の補正ということで1, 344万9, 000円をお願いしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 今、事業別に金額を言っていたんですが、これの2分の1が補正になっている1, 344万9, 000円という解釈でいいのかな。2, 100万円なり、1, 100万円なり、890万円といったら1, 300万円超しますので、そうかと思うんですけども、ちょっと改めてお尋ねしておきたいのが1点と。

もう1点は、息詰まってやめたという場合の責任は、クラスター協議会だということだと思うんですけども、町の責任というのは何もないのかな。聞くところによりますと、町がこういう場合には補填をしなければならないという話も聞いたので、そういうことが一切ないのかな。としますと、クラスター協議会というのは、相当大きい責任もあるわけなんですけども、これの代表者というのは、当然その中で決まっておると思うんですけども、そういうことから言いますと、この事業に対する実施をする場合に、当然、事業者にあわせて保証人とかそういうものも当然ついてきておると思うんですけども、そういうことも当然あるのかということも1点伺っておきたいということと。

それから、もう1つは、みずほファームなり日吉ファーム、明田畜産は今回なんです、これの本社といいますか、どこであっても、例えばその建物といいますか、牛舎とか、鶏舎とかが京丹波町にあったら、そこを通じて申請するという事なのか。例えば、南丹市に本社があると。だけど、建物は京丹波町にあるという場合に、当然、本社があればそこから市なり町へ、事業税を払わないといけないわけですが、例えば本社がなかったら、建物に対する税は当然あるけど、事業で得た利益に対しては、何も課税が町としてはできないと思うんですけども、そうであっても、大きい金額の事業、補助金を出すということになるんですけども、国のトンネルとはいえ、やっぱり一定の責任もついて回るということになれば、その辺のことを本来なら本社のあるところの市町村で申請というのは本来あるべき形ではないかと思うんですけども、このクラスターの事業がどういうようになっているのかちょっとわかりませんが、その点伺っておきたいということで、とりあえずそういう点では、事業がうまく行かなかった場合の責任というのは、クラスター協議会だということでございますけども、それぞれ皆さん事業をやってはる方でございますので、本当に責任が持てるのかどうか。結局、町も支援をしなければならないということは絶対ないのかどうか。そうすればしっかり我々も内容を吟味しておかなければならないということになると思うんですけども、当然、府の承認を受けているということでございますので、府が責任を持つんだと、最終的にはということなのかどうか、あわせて伺っておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） まず、あってはならないそういった事案が起こった場合、実際の事業実施主体が責任も負うこととなっております。クラスター協議会につきましては、間接事業者ということになりますので、実際に事業をやられる事業実施主体が責任をとることになっておりますので、補助金の返還が生じた場合については、事業実施主体からクラスター協議会、クラスター協議会から町、町から府、それから国というような形の返還の手続になるかというように思っております。

また、このクラスター事業でございますけれども、これにつきましては、それぞれ本社が別のところもあるわけではございますけれども、所在する建物等がございましては、その部分は町内の畜産業者というような位置づけにもなりますし、実際にほかの報告のものにつきましても、京丹波町の報告の中にも上がっておりまして、町内の畜産業ということで位置づけをさせていただいておるところでございまして、本町で生産された畜産物ということで、一定の本町のPRにもつながるものと考えておるところでございまして、実際、建物等がございまして、本社は全てよそにございまして、収益的な部分で町への収入

という部分は少ないわけではございますけれども、先ほどございましたように、固定資産税の部分と町の農産物のPRというものにつながるのではないかと考えておるところでございます。

以上でございます。

(山田議員の発言あり)

○議長（篠塚信太郎君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） 済みません。町の責任でございますけれども、やはり町を通じての補助金でございますので、町が返還という部分にはならないとは思うんですが、その返還事務が生じた場合については、町のほうも実際にやられる事業実施主体に対して何らかの動きはせんなんというようには考えておるところでございます。

1つ回答が抜けておりましたけれども、先ほど申し上げました事業費の2分の1が補助金で、今回、増額にする1,344万9,000円になるということでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 先ほどの中学校の学習支援教員の配置事業であります。教育長の説明で、働き方改革によるものだということでありました。厚生労働省が働き方というか、学校の先生の働き方調査をしたということもあって、いろいろと出てきていることかなというふうに思っておりますけれども、1つ関連して、今、京丹波町の学校の先生の学校へ来られた時間とか学校から帰られる時間のチェックを先生自体がどういうふうにして記録を残しておられるのか。学校としてそういう管理体制というか、そういうものがあるのかどうか。また、実態としてどのぐらいの時間学校におられるのか、関連してお聞きできたらと思いたすが。

○議長（篠塚信太郎君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 教職員の働き方改革について、これまでも一般質問で質問があったところですが、実は、国からの提起もあり、昨年度、ちょうどこの時期、京丹波町の町立小中学校教職員の勤務実態調査の実施を昨年度させていただきました。ほぼ国や府が出しているデータと、今ちょっと正確なデータは持っておりませんが、週20時間以上、月換算で80時間を超える時間外勤務をする者は小学校で66%、中学校で71%、全体で70%ということですので、国や府と同様の状況であります。また、今年度、ちょうど同じ時期、この6月に改めて今年度分の実施を予定しているところであります。

そして、教職員の勤務実態を把握すべく、この年度から出退勤システムを各学校に導入をさせていただきました。このシステムは、朝、教職員が出勤をすると、コンピューターでカ

ードで出勤した時間、それから退勤時にするというので、よそでやられているタイムカードのようなものでありますが、これを導入をし、現在、試行をしております。この2学期から本格稼働をさせるということで、学校、教育委員会、服務監督権者としても、ここの教職員の勤務実態を正確に把握し、その改善の資料にしたいということでそういう取り組みを進めています。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより、議案第58号を採決します。

（「議長」と村山委員の発言あり）

○議長（篠塚信太郎君） 何の動議ですか。

○5番（村山良夫君） これ、出てる数字が2億円も違うわけですよ。その説明もない状態で決議をされるというのはおかしいのではないですか。

○議長（篠塚信太郎君） いや、もう質疑は終了しましたので、採決と討論ということで流れでありますので、今の動議は成立しません。先ほどの答弁漏れについては、総務課長のほうより説明ありますか。

中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 先ほどの一般会計補正予算の7ページにあります地方債の現在高の調書ですけれども、その中の平成28年度末現在高、村山議員おっしゃいましたように、決算審査の数値につきましては、147億89万8,000円となっております。今回、この調書に書いております148億9,819万8,000円、この差額が1億9,730万円となっております。この1億9,730万円につきましては、平成28年度の地方債を借り入れる許可をいただいた許可額でありまして、平成29年度に繰り越しをして借り入れた額でございます。

なお、この調書の記載につきましては、予算計上をした年度の現在高として記入をするというルールとなっておりますので、平成28年度末現在高に1億9,730万円を加算した

額が本調書の額となっております。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 村山議員、質疑は終わっておりますので。

○5番（村山良夫君） 今の説明不十分ですよ。どこが変わったんですか。平成28年度の調書でどこで1億9,700万円が変わったんですか。言ってくれたらええやん。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） この調書に掲げております各記載の区分ごとの数値については、数値を持ち合わせておりませんので、お答えできません。総額につきまして、先ほど申し上げましたルールによりまして記載をさせていただいてるところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） これより、議案第58号を採決します。

議案第58号 平成30年度京丹波町一般会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（篠塚信太郎君） 挙手多数であります。

よって、議案第58号は、原案のとおり可決されました。

《日程第11、発言取消申出書について》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第11、発言取消申出書についてを議題とします。

去る、6月14日に2番、野口正利君から、6月7日の会議における発言部分について、会議規則第64条の規定により、特定の個人と識別できる部分を取り消したい旨の申し出がありました。この取り消し申し出を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 異議なしと認めます。

2番、野口正利君からの発言の取り消し申し出を許可することに決定しました。

《日程第12、閉会中の継続調査について》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第12、閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員会、総務文教常任委員会、産業建設常任委員会、福祉厚生常任委員会及び議会広報常任委員会の各委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（篠塚信太郎君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をしました。

《日程第13、議員派遣の件》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第13、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

本件については、地方自治法第100条第13項及び京丹波町議会会議規則第128条の規定により、お手元に配付のとおり、議員を派遣することにしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（篠塚信太郎君） 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付のとおり、議員を派遣することに決定しました。

以上で本日の議事日程並びに本定例会に付議された事件は全て議了しました。

よって、本日の会議を閉じ、平成30年第2回京丹波町議会定例会は、これをもって閉会します。

閉会 午前11時29分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 篠塚 信太郎

〃 署名議員 森田 幸子

〃 署名議員 山田 均